事 法人名

年 度 回 保 所 得 金 額 (別表四「48の②」+連結法人間配当等の 円定 Щ 額 基 準 額 20 1 御注意 2,000万円×₁₂ 当期支払額ー連結法人間配当等の当期受取額) 当 築 配 額 額 21 2 数を切り捨てた金 (別表四「48の①」) (前期の(3)) $_{\underline{\ }}^{19}$ 非適格台 In に 譲渡利益額又は課 (別表四「37」) ※ 会 非適格合併による移転資産等の 又は譲渡損失額 欄 期 等 末 配 当 \mathcal{O} 額 3 は、 受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 ((別表八(-)「13」又は「26」)から連結法人 当 法 人 税 額 及 び 地 方 法 人 税 額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外 4 間配当等の額に係る金額を除いた金額) 額を記載します 18 書]-[11]-[18]+[35]-[38]-[39]外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八二)「26」+別表十七(三の四)「27の計」) 所 期 中小企業者以外の法人 24 欄がマイナスであるときは、 (別表-(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「17」) - 別表六(十一)「23」- 別表六(十一) 「23」- 別表六(十四)「24」- 別表六(十四) 「6」- 別表六(二十一)「22」- 別表六(二十二) 「23」- 別表六(二十二)「23] - 別表六(二十二) 「12」) 5 額 受贈益の益金不算入額 (別表四「16」) 留 の計算 25 が 得 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「19」及び益金不算入附帯税 (利子税を除く。)の受取額) 大法人による完全支配関係がある中小企業者 保 基礎となる法 その端数が 人広人による元王又郎|関帯がかのヤリ)近来名((別表 (一)[2]+「5]+「7]+「10の外書」[11] 「17]) 「別康六(七)「18] 「別康六(八)
[10] 「別康六(十)「23] 「別康六(十一)「23] 「別康六(十一)「23] 「別康六(十一)「24] 「別表六(十四)「6] 「別康六(十七)「18] 「別康六(十四)「18] 「別康六(十七)「18] 「別康六(十八)「18] 「別康六(十一)「23] 「別康六(十一)「22] 「別康六(二十一)「22] 「別康六(二十一)「22] 「別康六(二十二)「22] 「別康六(二十二)「22] 「別康六(二十二)「12] 「別康六(二十二)「12] 「別康六(二十二)「12] 「別康六(二十二)「12] 「別康六(二十二)「12] 「別康六(二十二)「12]) 26 住 欠損金又は災害損失金等の当期控除額 金 民 6 (別表七(一) 「4の計」 + (別表七(_ 若しくは[21]又は別表七(三)[10])) 人税額 中間申告における繰戻しによる還付に 係る災害損失欠損金額の益金算入額 41 税 額 28 14 _ 欄で (別表四「36」) 額 住 民 税 額 欄の 新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 ((5)又は(6))×16.3% 、切り捨てた千円未満の端数より多 \mathcal{O} 29 \mathcal{O} 金額にそのマイナスの金 (別表十(三)「43」) 特定寄附金の額の合計額に係る控除額 対外船舶運航事業者の日本船舶による 上寄附 (特定寄附金の額の合計額)×20% 計 収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」) 計 30 調整地方税額に係る控除額 対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」) (7)+((別表一(一)「11」)×20% 算 $(+\lceil \underline{17} \rfloor) \times 16.3\%)$ 算 住民税額から控除される金額 10 沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」) ((8) 又は(9) のいずれか少ない金額) 額を加算した金 住 民 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額(別表十(二)[8]) 税 \mathcal{O} 11 (7) - (10)33 いときは、 当 留 保 額 12 収用等の場合等の所得の特別控除額 34 (1) + (2) - (3) - (4) - (11)(別表十(五) $\lceil 18 \rceil + \lceil 33 \rceil + \lceil 38 \rceil + \lceil 43 \rceil + \lceil 48 \rceil$) 計 |額を記載します。 これを切り上げた金額を記載します。 肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」) 期末資本金の額又は出資金の額 13 35 立. 超過利子額の損金算入額 同 上 \mathcal{O} 25 % 相 当 額 14 (別表十七(二の三)「10」) 金 課税対象金額等の益金算入額 期 利 益 積 立 金 額 また、 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二) 37 15 (別表五(一)「31の①」) -基 「22」) 氽 期 等に 格合併 (21) - (22) + (23) + (24) + (25) + (26) + (27) - (28) + (29) + (30) - (31) + (32) + (33) + (34) +準 16 38 43 _ 増加した利益積立金額 (35) + (36) - (37)欄に 増 額 適格分割型分割等により 所 得 基 潍 額 17 39 減少した利益積立金額 減 $(38) \times 40\%$ は \mathcal{D} その 期 末 利 益 積 ₩. 金 額 留 額 18 40 ((19)、(20) 又は(39) のいずれか多い金額) (15) + (16) - (17)計 金額に千円 積 立 基 進 金 額 課 金 額 19 41 0 0 0 算 (14) - (18)(12) — (40)保 対 7 額 算 金 に る 税 計 額 \mathcal{O} 未満の 留 額 税 額 年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((4))又は(3,000万円×₁₂)のいずれか少な 円 端 数が % 42 000 (42) \mathcal{O} 10 相 当 額 46 生じたとき 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 % 当 $0 \ 0 \ 0$ (43) \mathcal{O} 相 額 (((41)-(42))又は(1億円×₁₂-(42))のいず 43 15 47 れか少ない金額) 年1億円相当額を超える金額 \mathcal{O} 20 % 相 当 額 44 000 (44)48 は (41) - (42) - (43)そ (41)

000

45

(42) + (43) + (44)

49

(46) + (47) + (48)